

議 事 録

会議の名称	令和5年度 笠間市情報公開等審査会議事録			
開催日時	令和5年6月26日（月） 午後2時00分～午後2時50分			
開催場所	笠間市役所 行政棟3階 3－2会議室	事務局	総務部総務課 法制G	
会議の公開	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ 「行政不服審査法に基づく審査請求について」の報告案件は、請求人等の個人情報が含まれることから、笠間市情報公開条例第8条第1号の非公開情報に該当するため。		傍聴者数	0人
出席者	委 員：海老沢委員、四倉委員、植崎委員、石川委員 事務局：橋本総務課長、松葉主査、山口主事			
議 題	【報告】（1）情報公開・個人情報保護制度の運用状況について （2）笠間市個人情報保護法施行条例の制定について （3）行政不服審査法に基づく審査請求について			
議 事 （審議経過及び発言内容）				
1 開 会 会議の公開を確認した。				
2 あいさつ（橋本課長）				
3 会長あいさつ				
4 報告案件 （1）情報公開・個人情報保護制度の運用状況について				
会 長 事務局から説明をお願いします。				
事務局 （資料に基づき説明）				
会 長 何か御意見や御質問はございますか。				
委 員 「2番 公共工事の積算作業時に使用する、笠間市独自で調査した令和3・4年度の上下水道単価一覧表、管材費対象単価一覧表、出典元一覧表」の公開請求について、見積業者を非公開とした理由が、法人に不利益がある情報として笠間市情報公開条例第8条第2号該当としております。しかし、単価表の内容にもよりますが、この業務についてはいくらという形で、設計単価を作るために市の方で作って資料化していれば、契約に係る事務に関し、不利益が生じる恐れがある情報として、第8条第4号を使うことが普通だと思います。もし、第8条第4号が理由として正しいということであれば、次回からそのようにしていただければと思います。				
事務局 どちらの理由とするのが正しいかについて、確認します。				

会 長 資料を確認の上、どの項目に該当するか、適切な対応をお願いします。
事務局 はい。
会 長 そのほか、何かございますか。
(質問なし)

(2) 笠間市個人情報保護法施行条例の制定について

会 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

会 長 何か御意見や御質問はございますか。

委 員 改正後の笠間市情報公開等審査会条例について、第2条第2号中「個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問」と、同条第3号中「笠間市個人情報保護法施行条例第5条の規定による諮問」の内容はどのようなものですか。

事務局 第2号につきましては、今までの個人情報保護条例の中にありました、個人情報の開示請求に対する不服申立ての規定になります。よって、実質的に第2号については変更がありません。条例の適用から法律の適用に変わったと御理解をいただければと思います。

第3号につきましては、地方公共団体でその機関が保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるであるとか、事業者等への支援、苦情の処理のあつせんというような部分が該当します。

また、第4号と第5号につきましては、それぞれ議会でやるものであり、内容としては第2号、第3号と同じものになります。今までは、個人情報保護条例上の実施機関の中に議会が含まれておりましたが、法律の適用に伴い、議会が除かれたことから、議会は別に条例を定めて、同じような施策を行うときに審査会の意見を聞けるように規定が定められたという考え方になります。

会 長 そのほか、いかがですか。

委 員 改正法の施行が4月1日からということですが、個人情報ファイル簿は、ホームページで既に公表しているのですか。

事務局 はい、ホームページで公表しております。ただし、全てを公表しているのではなく、1,000人以上の個人情報を取り扱っているファイルについて公表しております。

会 長 法改正に伴って笠間市の条例が改正されたわけですが、一般市民の立場になって、例えば開示請求に係る申請とかで、変わる部分というのは何かありますか。

事務局 開示請求で大きく変わったところは、今までは代理人の請求は法定代理人のみ認められておりましたが、任意の代理人でも請求できるようになった点であります。

委 員 代理人とはどこまでですか。

事務局 本人の委任による代理人となりますので、委任状で委任できます。以前は、成年後見人など、あらかじめ認められた代理人に限られておりました。

委 員 一筆もらえれば誰でも申請できるということになるのですか。

事務局 はい。ですので、逆に言えば悪用されてしまうという心配もあります。

会 長 そのほか、何かございますか。

(質問なし)

(3) 行政不服審査法に基づく審査請求について

会 長 事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき説明)

5 その他

会 長 「その他」として、何か御意見御質問等ございますか。
ないようですので、本日の審査会は終了したいと思います。

6 閉 会